

「胆管がんの業務上外に関する検討会」の検討結果等について

- 胆管がんの労災請求について、6月13日（木）に開催した検討会では、7名（6事業場）の事案について検討を行いました。
- 検討会の結論は、業務上として、宮城県の事業場に係る請求事案（2名）と愛知県の事業場に係る請求事案（1名）、業務外として、1名の事案の結論を得ました。
なお、3名（3事業場）の事案については、継続検討とされました。
- 今後、厚生労働省では、検討会の結論に基づき決定手続きを進めます。

1 検討結果の概要

<業務上(3名)>

① 宮城県の印刷事業場に係る請求事案(2名)

- ・ 労働者（洗浄業務従事）は40歳代と30歳代の男性（いずれも療養中）
- ・ 150ppmを超える1,2-ジクロロプロパンにばく露（約16年間）

② 愛知県の印刷事業場に係る請求事案(1名)

- ・ 労働者（洗浄業務従事）は40歳代の男性（療養中）
- ・ 400ppmを超えるジクロロメタンにばく露（約12年間）

<業務外(1名)>

- ・ 労働者（印刷会社で営業職）は70歳代の男性（死亡）
- ・ 営業職のため、通常業務で化学物質にばく露することはなかった。

2 今後の対応

① 労災請求に係る決定手続き

検討会の結論を受け、該当の労働局に対し、速やかに支給・不支給決定手続きを行うよう指示しました。

② 他の労働者の健康被害状況の把握

労災認定のあった事業場の他の労働者については、原因物質にばく露した方の健康状況を事業主に確認させる指導を行う等により、健康被害の状況を把握します。

③ 化学物質による健康障害防止対策

- ・ 1,2-ジクロロプロパンについては、局所排気装置の設置や作業環境測定、特殊健康診断を法令上義務付けることとし、遅くとも10月までには政省令を公布します。
- ・ ジクロロメタンについては、有機溶剤中毒予防規則で定められた健康障害防止の措置を徹底させるとともに、職業がん予防の観点から必要な措置を講ずる方向で検討しています。
- ・ 有機化学物質を用いた印刷機や金属類の洗浄・拭き取りの業務については、労働者が高濃度の化学物質にばく露することがないように、事業者が取り組むべき措置を3月に通達として示し、幅広く行政指導を行っています。